3　この条の規定の適用上、「技術仕様」とは、次の事項について定める入札の要件をいう。
(a)　調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法
(b)　物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件
4　調達機関は、技術仕様について、適当な場合には、次の(a)及び(b)に定める要件に従って定める。
(a)　デザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。
(b)　国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づくこと。
5　入札説明書においては、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン若しくは型式、産地又は生産者若しくは供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、当該入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。
6　調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対して求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。
7　6の規定にかかわらず、調達機関は、次のことを行うことができる。
(a)　特定の調達のための仕様を作成するに際して市場調査を実施すること。
(b)　デザイン又は相談サービスの提供に従事した供給者が当該サービスに関連する調達に参加することを認めること。ただし、そのことにより当該供給者が他の供給者よりも不公正に有利とならないことを条件とする。
8　締約国（その調達機関を含む。）は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

第十七・八条　入札の手続

1　各締約国は、自国の調達機関の入札の手続が無差別な、かつ、透明性のある方法であって、この章の規定に合致するもので適用されることを確保する。
2　調達機関は、公開入札、選択入札又は限定入札の手続を用いる。

第十七・九条　参加のための条件

1　供給者に要求される参加のための条件（供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を証明するために必要な情報、資金上の保証並びに技術的資格を含む。）及び資格の審査は、国内の供給者よりも他方の締約国の供給者が不利となるものであってはならない。
2　締約国及びその調達機関は、常設名簿を作成することができる。ただし、当該調達機関又は他の政府機関が、関心を有する供給者に対し当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を毎年行い、又は電子的形式によって常に閲覧に供することを条件とする。当該公示には、次の事項を含める。
(a)　調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明
(b)　供給者が満たすべき参加のための条件及び供給者が参加のための条件を満たしていることを審査するために調達機関又は他の政府機関が用いる方法
(c)　調達機関又は他の政府機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報
3　他方の締約国の供給者を供給者の名簿に記載しないようにするため、又は特定の調達計画について他方の締約国の供給者を考慮しないようにするため、供給者の資格の審査の過程及び当該資格の審査に必要な期間を利用してはならない。
4　この条のいかなる規定も、倒産、虚偽の申告、過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい不備等を理由として供給者を排除することを妨げるものではない。
5　調達機関は、いまだ調達計画において入札を行う資格を有するに至っていないと認める供給者がこの調達に参加することを認めることができる。ただし、資格の審査に係る手続を完了するための十分な期間があることを条件とする。

第十七・十条　調達の公示

1　調達機関は、公開入札の手続及び適当な場合には選択入札の手続において、関心を有する供給者に対し、入札書を提出するよう招請するための公示（以下「調達の公示」という。）又は調達に係る参加の申請書を提出するよう招請するための公示を、入札のために定められた全期間にわたって、他方の締約国の関心を有する供給者が容易に閲覧することができるような方法で行う。
2　個々の調達の公示における情報には、調達計画についての説明、調達計画に参加するために供給者が満たすべき条件、調達機関の名称、調達計画に関連する全ての文書を入手することができる場所の住所及び入札書の提出期限を含める。
3　調達機関は、会計年度に先立ち又は会計年度のできる限り早い時期に、将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、個々の調達の対象事項及び調達の公示又は関連する入札の手続の開始の予定日を含めるべきである。

第十七・十一条　選択入札

1　調達機関は、選択入札の手続の下で最適のかつ効果的な競争が行われるようにするため、調達制度の効率的な運用及び市場の状況に妥当な考慮を払いつつ、それぞれの調達計画において、できる限り多くの国内供給者及び他方の締約国の供給者を入札に招請する。調達機関は、公正かつ無差別な方法で、当該手続に参加する供給者を選択する。
2　選択入札を適用する調達機関は、資格を有する供給者の名簿又は第十七・九条の規定に従って作成する常設名簿を用いることができる。

第十七・十二条　入札の期限

1　各締約国は、次のことを確保する。
(a)　いずれの期限も、供給者が入札の行われる前に入札書を準備し、提出することができるよう決定されること。
(b)　自国の調達機関が、期限の決定に当たり、合理的と認める自己の必要性に基づき、入札の公示の日、調達計画の複雑さ、予想される下請契約の範囲その他の要素を考慮すること。
2　調達機関が決定する入札書の提出の最終日時は、それぞれの対象調達において、入札の手続に参加している全ての供給者について同一のものとする。この要件は、また、次の場合に適用する。
(a)　調達機関が、調達の過程において供給者に提供した情報を修正する必要が生じた結果、資格審査の手続又は入札の手続の期限を延長する場合
(b)　交渉が終了し、供給者が新たな入札書を提出することができる場合

第十七・十三条　入札説明書

1　調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、提出するために必要な全ての情報（落札に際して調達機関が考慮する全ての基準を含む。）を含む入札説明書を入手することができるようにする。
2　調達機関は、入札の手続に参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請（入札説明書に関する説明の要請を含む。）に速やかに応ずる。
3　特定の調達に関連する情報は、潜在的な供給者又は潜在的な供給者の集団が競争者よりも有利となる効果を有する方法で提供してはならない。